



# 島根県報

令和6年3月29日（金）

号外第40号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	(中 小 企 業 課)	2
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	(       "       )	2
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	(       "       )	2
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	(       "       )	3
島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の一部改正	(       "       )	3

**告 示****島根県告示第241号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

別表緊急融資の部セーフティネット資金（一般枠）の項中「（一般枠）」を削り、同表緊急融資の部セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の項を削り、同表の注の1中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「経営改善サポート資金及びセーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の取扱期間は令和6年3月31日」を「の取扱期間は伴走支援型特別保証制度（伴走支援型特別保証制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「伴走支援型特別保証制度」をいう。以下同じ。）の取扱期間内の保証申込分までとし、経営改善サポート資金の取扱期間は事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」をいう。以下同じ。）の取扱期間内の」に改め、同表の注の6中「（伴走支援型特別保証制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「伴走支援型特別保証制度」をいう。）」を削り、同表の注の7中「（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱（20210310中庁第2号）に規定する「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」をいう。）」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和6年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

**島根県告示第242号**

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第7号中「以下」の次に「（事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合においては、同要綱の規定により年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。）」を加える。

**附 則**

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、令和6年3月15日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

**島根県告示第243号**

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第7号中「保証料」の次に「（事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により次に掲げるそれぞれの率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、令和6年3月15日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

---

### 島根県告示第244号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

第6条第1項第5号中「以下」の次に「（事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、令和6年3月15日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

---

### 島根県告示第245号

島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱（平成30年島根県告示第189号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

島根県知事 丸 山 達 也

別表人材投資・働き方改革等生産性向上枠の項中「以下）」を「以下（事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。））」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の規定は、令和6年3月15日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。